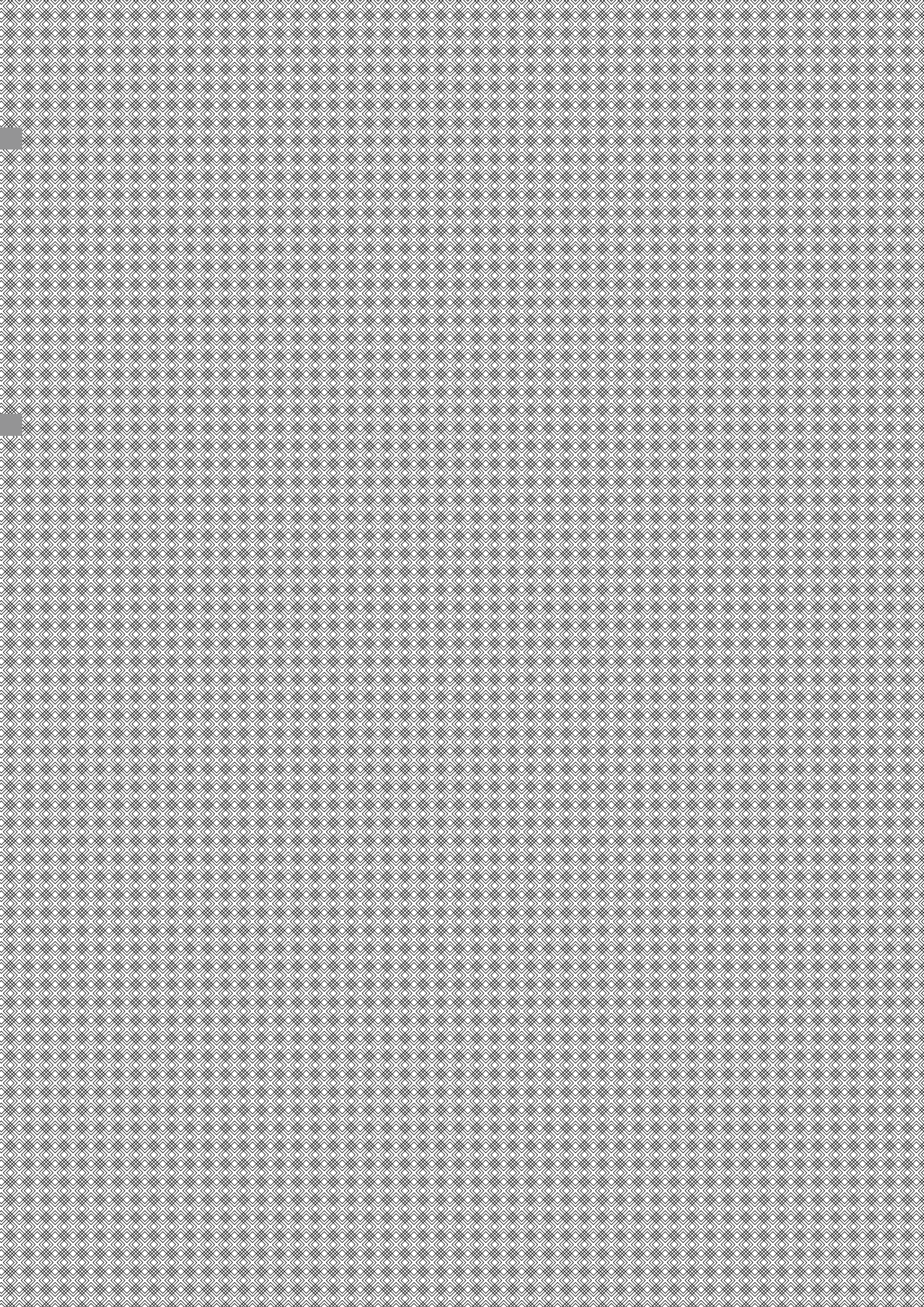


Z—73—D

法人税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「D1～D8」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



問 1 (30 点)

グループ通算制度に係る次の(1)～(4)の間に答えなさい。

- (1) 通算親法人となることができる法人について、簡潔に説明しなさい。
- (2) 次の①及び②に掲げる法人が通算子法人となることができるかどうかについて、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。
- ① 外国法人にその発行済株式の一部を保有されている内国法人である株式会社
- ② 一般財団法人
- (3) 内国法人である P 株式会社(年 1 回 3 月末決算法人。以下「P 社」という。)は、P 社を通算親法人とし、P 社がその発行済株式の全てを従来から保有する内国法人である S₁ 株式会社、S₂ 株式会社及び S₃ 株式会社(いずれも年 1 回 3 月末決算法人。以下それぞれ「S₁ 社」、「S₂ 社」及び「S₃ 社」という。)を通算子法人とするグループ通算制度の承認を受けており、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度(以下「令和 5 年度」という。)についてグループ通算制度の適用を受けて確定申告を行うこととしている。各社の確定申告の状況及び通算前所得金額(法人税法第 64 条の 5 第 1 項に規定する通算前所得金額をいう。以下同じ。)又は通算前欠損金額(同項に規定する通算前欠損金額をいう。以下同じ。)は、次の【資料】のとおりである。この場合において、P 社の令和 5 年度における損益通算に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

【資料】

法人名	P 社	S ₁ 社	S ₂ 社	S ₃ 社
事業年度	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日			
確定申告の区分	期限内申告	期限内申告	期限内申告	期限後申告
通算前所得金額	15,000,000 円	5,000,000 円	—	—
通算前欠損金額	—	—	10,000,000 円	5,000,000 円

- (4) S₁ 社は、上記(3)【資料】のとおり令和 5 年度の期限内申告を行っていたが、それから間もなくして令和 5 年度の決算で計上していた売上計上額に誤りがあり、上記(3)【資料】に記載されている通算前所得金額は、正しくは 10,000,000 円であったことが判明した。この場合において、P 社の令和 5 年度における損益通算に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

問2 (10点)

内国法人であるX株式会社(年1回3月末決算法人。以下「X社」という。)は、W国に本店を有する外国法人Y社の500,000,000円の全額出資により令和3年4月1日に設立された。その設立以来、X社の発行済株式の全てはY社に保有され、追加の出資等も行われていない。この場合において、X社が当期(令和5年4月1日～令和6年3月31日)において支払う借入金の利子につき、次の【事実関係】がある場合の当該利子に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。なお、与えられた事実関係以外の事項は考慮する必要はない。

【事実関係】

- (1) X社は、新たな設備投資を行うため、W国に本店を有する外国法人Z社(Y社が100%出資。)から、令和4年4月1日に500,000,000円を借り入れ、令和5年4月1日に追加で700,000,000円を借り入れた。これらの借入金についてこれまでに元本の返済はなく、令和6年3月31日に当期に属する利子を支払った。なお、X社にはZ社からの借入金以外に利子等の支払の基因となる負債はなく、これらの借入金に係る借入利率は年利2%(利払日はいずれも各年3月31日の年1回。)であるが適正水準であり、X社には利子等の受取の基因となる貸付金等はない。
- (2) X社との間に特定資本関係(租税特別措置法第66条の5の2第3項第2号に規定するものをいう。)のある他の内国法人は存在しない。
- (3) Z社は、日本国内に恒久的施設を有しておらず、日本で課税対象となる所得はない。また、Z社は、X社の資金供与者等(租税特別措置法第66条の5第5項第2号に規定するものをいう。)には該当しない。
- (4) X社の当期における調整所得金額(租税特別措置法第66条の5の2第1項に規定するものをいう。)は、100,000,000円である。

問3 (10点)

小売業を営む内国法人であるA株式会社(資本金の額は100,000,000円であり、個人である代表者が全額出資。年1回3月末決算法人。以下「A社」という。)の取引先であるB株式会社(以下「B社」という。)について、令和5年10月1日に会社更生法の規定による更生計画の認可決定があり、A社がB社に対して有する金銭債権の額200,000,000円のうち20%は今後10年間にわたり均等額で分割返済(令和6年10月1日を初回とし、以降各年の10月1日を支払日とする。)が行われることが決定され、残額は切り捨てられることとなった。この場合において、A社がB社に対して有する金銭債権につき、A社が当期(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の課税所得を低くするために最も有利となる税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

問 1 (40 点)

当社は、製造業を営む内国法人の株式会社(資本金 50,000,000 円、従業員数 80 人、全株式を個人株主が保有。)であり、設立以来、每期継続して青色申告書を提出している。また、当社は租税特別措置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者には該当しない。次の【資料 1】～【資料 5】に基づき、当社の当期(令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日)における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)を、計算過程の欄に計算過程を示した上で記載しなさい。また、税務上調整すべき金額がない場合には、その旨及びその理由を該当する計算過程の欄に記載しなさい。なお、消費税及び地方消費税については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利になる方法を選択しなさい。また、資料に記載された内容以外の事項については考慮する必要はない。

【資料 1】

(1) 当社の当期における法人税等に関する事項は、次のとおりである。

	前期末の納付税額	当期中の予定納税額	当期末の納付税額 及び還付税額
法人税及び地方法人税	7,976,800 円	3,988,200 円	△ 3,988,200 円
法人都道府県民税	122,300 円	61,100 円	25,000 円 △ 36,100 円
法人市町村民税	563,900 円	281,900 円	65,000 円 △ 216,900 円
法人事業税及び 特別法人事業税	2,975,600 円	1,487,700 円	△ 1,487,700 円
合 計	11,638,600 円	5,818,900 円	90,000 円 △ 5,728,900 円

(注 1) 前期末の法人税額等を納付するため、前期に繰り入れた納税充当金 13,000,000 円を全額取り崩し、前期末の納付税額 11,638,600 円との差額を取崩益として当期に収益計上した。

(注 2) 当期中の予定納税額 5,818,900 円は、仮払税金勘定により経理処理した。なお、他に法人税及び地方法人税の延滞税 100,000 円があり、租税公課勘定により費用処理した。

(注 3) 当期末の納付税額は法人都道府県民税及び法人市町村民税の合計 90,000 円であったため、同額を未払法人税等として費用処理した。また、当期中の予定納税額のうち 5,728,900 円は還付されることとなるが、何ら会計処理を行っていない。

(2) 当社の当期におけるその他の税金等に関する事項は、次のとおりである。

- ① 源泉所得税の不納付加算税 30,000 円を納付し、費用処理した。
- ② 従業員の業務中の駐車違反による反則金 12,000 円を納付し、費用処理した。

- ③ 役員が業務外の運転中に速度超過により課された反則金 25,000 円を納付し、費用処理した。
- ④ 固定資産税の納税通知書が届いたことから、1 年分の納税額 1,170,000 円を未払金として費用処理した。
- ⑤ 社会保険料の滞納による延滞金 125,000 円を納付し、費用処理した。
- ⑥ 印紙税の納付額 450,000 円(うち過怠税は 50,000 円)を費用処理した。
- ⑦ 不動産取得税 3,840,000 円を納付し、費用処理した。

【資料 2】

(1) 当社の当期における受取配当に関する事項は、次のとおりである。当社は源泉徴収税額控除前の金額を受取配当金勘定により収益計上し、源泉徴収税額については、租税公課勘定により費用処理した。また、当期末において当社には A 社及び B 社以外に完全支配関係がある他の内国法人はなく、A 社及び B 社は他社の株式を保有していない。

銘柄	内容	計算期間	基準日	受取配当の額	源泉徴収税額	備考
A 社株式	期末配当金	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日	800,000 円	—	(注 1)
B 社株式	中間配当金	令和 5 年 2 月 1 日～ 令和 5 年 7 月 31 日	令和 5 年 7 月 31 日	600,000 円	122,520 円	(注 2)
C 社株式	期末配当金	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日	45,000 円	9,189 円	(注 3)
D 社株式	期末配当金	令和 5 年 3 月 1 日～ 令和 6 年 2 月 29 日	令和 6 年 2 月 29 日	150,000 円	30,630 円	(注 4)
E 社株式	期末配当金	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日	2,200,000 円	220,000 円	(注 5)
F 社株式	期末配当金	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日	50,000 円	10,210 円	(注 6)

(注 1) 当社は、A 社の発行済株式数の 100 % を数年前から継続して保有している。

(注 2) 当社は、B 社の発行済株式数の 100 % を令和 5 年 7 月 20 日に一括で購入により取得した。

(注 3) 当社は、C 社株式を令和 6 年 3 月 3 日に購入により取得し、同年 5 月 30 日に保有株式の全てを売却した。なお、当社の C 社株式の保有割合は発行済株式数の 5 % だった。

(注 4) 当社は、D 社の発行済株式数の 20 % を令和 5 年 8 月 31 日に購入により取得した。購入代価 3,200,000 円を有価証券勘定に計上するとともに、購入手数料 132,000 円及び名義書換料 27,500 円を費用処理した。

(注 5) 当社は、外国法人である E 社の株式を数年前から保有しており、その保有割合は E 社の発行済株式数の 30 % である。なお、E 社から支払われた配当金は、その所在地国において損金の額に算入されるものではない。

(注6) 当社は、F社の発行済株式数の5%を数年前から継続保有している。

なお、当社の当期における支払利息等の額は、以下の①～④のとおりであり、いずれも税務上適正額である。

- ① 借入金の支払利息 1,568,300円 ② 手形売却損 796,300円
 ③ 売上割引 4,732,200円 ④ 売上値引 2,062,500円

(2) 当社は、G社との資本関係を解消するため、数年前から保有しているG社株式(取得価額5,000,000円、保有株式数100株)について、発行会社であるG社へ一株当たり180,000円で全保有株式を売却した。その後、G社から売却代金として源泉徴収税額控除後の15,855,900円が入金され、G社株式の取得価額との差額10,855,900円を有価証券譲渡益勘定により収益処理した。なお、G社の資本の払戻し直前の資本金等の額は75,000,000円であり、発行済株式の総数は1,000株であった。

【資料3】

当社の当期における各役員に対する給与等の支給状況は、次のとおりである。

氏名及び役職名	続柄	持株数	給与等支給額			
			使用人職務分	役員分		
				給与	賞与	退職給与
H氏(注1) 旧代表取締役社長	—	—		7,200,000円		50,000,000円
I氏(注2) 取締役副社長 /代表取締役社長	H氏の 長男	800株		10,200,000円		
J氏(注3) 専務取締役	I氏の 長男	150株		7,200,000円	1,200,000円	
K氏(注4) 取締役営業所長	—	50株	600,000円	5,000,000円		
L氏(注5) 総務部長 /常務取締役	—	—	2,670,000円	3,600,000円		
	合計	1,000株	3,270,000円	33,200,000円	1,200,000円	50,000,000円

(注1) H氏は、令和5年11月30日に事故により急逝したため、長男のI氏が同日に後任の代表取締役社長として就任した。また、同年12月10日に臨時株主総会を開催し、弔慰金1,000,000円及び役員退職給与50,000,000円の支給を決定し、当期に費用処理した。なお、弔慰金の額は全額が税務上相当と認められるが、役員退職給与の額として税務上相当と認められる金額は30,000,000円である。

(注2) I氏の役員給与の額については、令和5年11月までは月額500,000円であったが、代表取締役社長への就任に伴い同年12月以降は月額1,200,000円に変更された。ま

た、当社はI氏に対して前期より家賃15万円の社宅を借上げて無償で貸与しているが、この家賃負担は役員給与に該当する。

(注3) J氏に対する賞与は、令和5年7月25日に開催された定時株主総会で決議されており、同年8月31日に所轄税務署長へ事前確定届出給与に関する届出を行い、同年12月8日に支給されたものである。また、J氏に対し保有する帳簿価額30,000,000円の土地を42,000,000円で譲渡し差額を譲渡益として計上した。なお、この土地の時価は48,000,000円であり、譲渡額との差額はJ氏に対する経済的利益の供与に該当する。

(注4) K氏に対する役員給与の額は、令和5年12月までは月額500,000円だったが、当期の業績目標が達成できないことが明確になったため、令和6年1月以降は月額300,000円に減額された。

(注5) L氏に対する給与等の支給状況は、令和5年11月までは月額300,000円だったが、常務取締役への就任に伴い同年12月以降は月額600,000円に増額された。また、令和5年8月に420,000円、同年12月に450,000円の賞与を支給した。なお、当社の同年12月における従業員への賞与支給基準は給与額の1.5倍であった。

【資料4】

当社の固定資産及び減価償却等に関する事項は、次のとおりである。当社は、当期償却額を、損金経理により費用処理している。なお、当社は減価償却資産の償却方法の選定について、何ら届出を行っていない。

種類	事業供用日	法定耐用年数	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	備考
建物M	令和6年4月3日	31年	160,000,000円	—	1,010,500円	(注1)
建物N	平成9年6月21日	38年	50,000,000円	10,037,279円	700,000円	(注2)
構築物O	平成25年2月13日	15年	4,000,000円	1,019,154円	200,000円	(注3)
機械装置P	令和5年5月31日	8年	11,430,000円	11,191,875円	1,450,000円	(注4)
機械装置Q	令和5年11月29日	8年	35,000,000円	—	5,500,000円	(注5)
器具備品R	令和5年10月14日	15年	700,000円	—	700,000円	(注6)
器具備品S	令和5年7月3日	6年	1,960,000円	—	1,960,000円	(注7)
器具備品T	令和6年4月1日	4年	1,584,000円	—	1,584,000円	(注8)

(注1) 建物Mは、令和6年3月28日に引渡しを受けており、その取得価額には不動産取得税3,840,000円が含まれていない。また、建物の設計料8,800,000円及び竣工時に落成式を行った際の諸費用1,700,000円を当期に費用処理した。

(注2) 建物Nには、繰越償却超過額が250,000円ある。

(注3) 構築物Oの改定取得価額は1,220,450円である。

(注4) 機械装置Pは、令和5年5月10日に国からの補助金7,620,000円を受けて前期に取得したものであるが、前期末までに補助金の返還の不要が確定しなかった。このため、当社では前期の確定した決算において圧縮特別勘定積立金8,000,000円を積み立て、適正に税務調整した。当期に補助金の返還の不要が確定したため、圧縮特別勘定積立金の全額を取り崩し、損金経理により固定資産圧縮損勘定7,000,000円を費用処理した。

(注5) 当期に取得した機械装置Qは、租税特別措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等に該当するため、特別償却準備金10,500,000円を剰余金の処分により積み立てた。なお、機械装置Qの据付けに要した1,430,000円は、当期に費用処理した。

(注6) 器具備品Rは、1台当たり70,000円の事務机を10台購入したものであり、そのうち7台は自社で利用している。なお、当社は【資料2】におけるA社の事業の管理運営を行っており、残り3台は当社がA社に貸し付けて、使用料収入を得ている。

(注7) 器具備品Sは、貸付目的で1台当たり98,000円のエアコンを20台購入したものである。なお、貸付期間の終了後に器具備品Sの販売業者がその売却先を斡旋する旨の契約を締結しており、貸付収入と売却見込額の合計額は1,900,000円である。

(注8) 器具備品Tは1台当たり198,000円のパソコンを8台購入したものである。なお、当期に租税特別措置法第67条の5に規定する中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の適用を受ける減価償却資産の取得価額の合計額は、器具備品Tを除き2,980,000円ある。

(注9) 減価償却資産の耐用年数に応じた償却率等は、次のとおりである。

① 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却率表

法定耐用年数	38年
旧定額法の償却率	0.027
旧定率法の償却率	0.059

② 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却率表

法定耐用年数	4年	6年	8年	15年	31年	
定額法の償却率	0.250	0.167	0.125	0.067	0.033	
定率法	償却率	0.500	0.333	0.250	0.133	0.065
	改定償却率	1.000	0.334	0.334	0.143	0.067
	保証率	0.12499	0.09911	0.07909	0.04565	0.02286

【資料5】

当社の当期において損金経理により接待交際費勘定で費用処理した金額の合計額9,190,000円の中には、次の支出が含まれている。なお、所定の事項が記載された書類は適切に保存されており、損金算入限度額計算に必要な明細書等を添付している。

(1) 専ら従業員の慰安を目的として行った新年会の費用	190,000 円
(2) 得意先との会食費(参加人数は6名)	26,400 円
(3) 年末取引先等に配付したカレンダーの製作費用	637,000 円
(4) 租税特別措置法第61条の4に規定する接待飲食費	2,386,000 円

問2 (10点)

U社は、青色申告法人である内国法人である。その資本構成は、資本金30,000,000円、資本準備金5,000,000円及びその他資本剰余金10,000,000円である。

U社にはV社(数年前にU社が80%、U社とは資本関係のない会社が20%の割合で出資設立。)とW社(数年前からU社が100%の株式を継続保有。)のグループ会社があるが、V社及びW社の業績が悪化しているため、当期に次の経済的支援を行った。この場合において、U社、V社及びW社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)を、計算過程の欄に計算過程を示した上で記載しなさい。また、税務上調整すべき金額がない場合には、その旨及びその理由を該当する計算過程の欄に記載しなさい。なお、U社の寄附金の損金不算入額計算をする際の所得の金額(寄附金の支出額を加算する前の額)は84,000,000円であった。

- (1) U社がV社に対して長期間未回収となっている売掛金50,000,000円につき、U社はV社に対する経済的支援の一環として債権放棄をしてその旨を通知し、貸倒損失として処理した。また、V社は、U社による当該売掛金に係る債務の免除について、何ら会計上の処理を行っていない。なお、V社に対する経済的支援の一環としての債権放棄は、税務上、相当な理由があって行われたものとはいえない。
- (2) U社は、W社に対する経済的支援の一環としてW社の工場敷地(帳簿価額16,800,000円、時価20,000,000円)を35,000,000円で買い取った。また、W社は、この工場敷地の譲渡について譲渡益18,200,000円を収益計上した。

